

取り組み内容一覧

基本目標 1 あらゆる分野での男女共同参画の推進・意識の向上

(1) 男女共同参画に関する意識の醸成

①男女共同参画に関する情報提供・啓発事業の実施

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
1	市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとられない表現をしていきます。	○固定的な性別役割分担意識に基づく表現の継続的なチェック ○広報紙等作成にかかるガイドラインの見直し（随時）	情報課
2	男女共同参画に関する情報紙の内容を充実し、男女共同参画意識の普及・啓発をしていきます。	○身近なテーマを取り上げた、わかりやすい情報紙の作成	たつせがある課
3	人権週間には、チラシやリーフレットなどで、人権意識の高揚をしていきます。	○高齢者、障がいのある人、子ども等の人権擁護委員との連携強化 ○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	福祉課
4	男女共同参画関連図書を充実していきます。	○男女共同参画関連図書の蔵書の充実	中央図書館
5	男女共同参画に関する講演会、学習会や広報活動を実施していきます。	○関係各課や関係団体と連携した講演会や学習会の開催 ○国の男女共同参画週間（6月23日～6月29日）、県の男女共同参画月間（10月）等にあわせた広報、事業の実施	たつせがある課
6	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修の機会を提供していきます。	○関係団体主催の研修への参加の促進	たつせがある課 人事課

②国際交流における男女共同参画の推進

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
7	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集するとともに、情報発信をしていきます。	○男女共同参画に関する国際的な情報の収集 ○国際交流協会による交流の促進	たつせがある課

(2) 学校などにおける男女平等教育の推進

①多様な選択を可能にする教育の充実

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
8	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます。	○学校における性別に関わらない諸活動の推進	教育総務課
9	男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます。	○家庭、社会などにおける男女共同参画の学習の推進	教育総務課
10	総合的な学習の中で慣習・慣例の見直しをしていきます。	○子どもによる男女平等をテーマとした話し合いの実施	教育総務課

②性に対する正しい知識についての教育の推進

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
11	個人の尊厳を重視した性の認識を深める指導をしていきます。	○市内3か所の中学校における「性」をテーマにした講義の実施	健康推進課
12	命の教育の推進のため、外部講師を招いた学習の機会を提供していきます。	○市内3か所の中学校における「命」「生きる」をテーマにした講義の実施	健康推進課 教育総務課
13	保健体育や学級活動において性教育指導をしていきます。	○保健体育や学級活動における性教育指導の継続 ○性犯罪に遭わないための指導の強化	教育総務課

③男女平等教育に対する教育関係者の意識改革

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
14	教育関係者の研修を実施していきます。	○教職員などに対する研修機会の充実 ○教職員などに対する研修への参加促進	教育総務課

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

①審議会などにおける女性の登用促進（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
15	市執行機関及び市付属機関等における女性委員の登用を進めます。	○委員募集の際の広報・周知の推進 ○市執行機関及び市付属機関等における女性の登用促進に向けた委員選定の推進	企画政策課 全課
16	市執行機関及び市付属機関等における女性委員のいない審議会などを解消していきます。	○あて職など委員の見直し ○委員募集の際の広報・周知の推進	企画政策課 全課

②管理職などへの女性の登用促進と女性リーダーの育成（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
17	市女性職員の管理職への登用促進及び女性リーダーの育成をしていきます。	○管理職に女性を確保していくための働き方の見直し ○男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底 ○女性リーダー育成機会の提供 ○事業実施の中での女性支援の推進 ○女性リーダー育成セミナー等の情報提供の推進	人事課 たつせがある課 生涯学習課

(4) 地域活動における男女共同参画の推進

①地域活動への参画促進及び地域活動団体の役職などにおける女性の登用促進（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
18	地域活動への参画を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ボランティアへの参画促進 ○地域共生ステーションにおける、多世代が集まれる仕組みづくりや地域活動への参加促進 ○地域活動団体の役職における女性の登用促進 	たつせがある課

②男女共同参画に取り組む市民グループへの育成と支援

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
19	地域において男女共同参画の視点を持って活動に取り組めるよう働きかけていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画を促進する団体の育成 ○男女共同参画団体の支援及び協働事業の実施 ○地域活動における、企画段階からの男女共同参画の視点の取り入れ促進 	たつせがある課

(5) 防災など様々な分野における男女共同参画の推進

①地域防災における男女共同参画の充実

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
20	地域の安全の基盤づくりに努め、地域防災への参画を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ボランティアへの参画促進、防災組織への女性登用の促進 	安心安全課 たつせがある課

②ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
21	防災の分野にジェンダー平等の視点やニーズを取り入れます。	<ul style="list-style-type: none"> ○授乳にも使用できる間仕切りの設置など、避難所における女性への配慮 ○ジェンダー平等の視点に立った避難所運営訓練等の実施 	安心安全課

基本目標2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

（1）男女平等の職場環境づくりの推進

①団体、企業などにおける女性の参画促進とポジティブ・アクションの推進 （重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
22	総合評価落札方式による入札において、「愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録の有無」を評価項目とします。	○引き続き実施	行政課
23	パンフレットなどを活用し、企業に意識改革の働きかけをしていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課
24	女性の活躍推進に係る調査の実施及び広報活動を実施します。	○団体・企業に対して調査や取材を行い、情報紙を通じて団体・企業における女性の活躍推進についての事例の周知。	たつせがある課

②様々なハラスメント防止対策の推進

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
25	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進していきます。	○市職員を対象とした各種ハラスメント防止についての要綱策定の検討 ○人権教育指導者研修会への社会教育委員参加による、人権尊重の意識づくりの推進	人事課 生涯学習課

（2）女性のチャレンジ支援

①女性の職業能力育成、再就職に対する支援

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
26	職業能力育成の講習会などへの参加を促し、女性の活躍・再就職を支援します。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

②女性の起業に対する支援

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
27	起業の場を提供するなど、起業を目指す女性に対する支援を行っていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

(3) 性別に関わらない仕事と育児 介護の両立支援の推進

①保育施設・サービスの充実（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
28	保護者の就労時間、勤務時間の多様化に対応した延長保育事業や一時保育事業など、保育サービスを充実していきます。	○延長保育事業や一時保育事業の実施体制の整備	子ども未来課
29	待機児童の解消に努めていきます。	○地域型保育事業など新設保育施設の設置や保育園の改築による児童の受入拡充	子ども未来課

②子育て支援サービスの充実（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
30	ファミリーサポート事業を充実していきます。	○依頼会員に対応する援助会員の増大のための事業の周知 ○活動中の事故予防のための講習会の充実	子ども家庭課
31	子育て支援短期事業（ショートステイ）の周知を図ります。	○広報紙・ホームページにおける周知	子ども家庭課
32	子育て支援制度などの情報提供を充実していきます。	○広報紙・ホームページにおける周知 ○育児講座の開催	子ども家庭課
33	放課後児童クラブや学童保育所の受入数を拡充していきます。	○ニーズ調査の結果や実際の申込状況を踏まえての児童の受入拡充 ○放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営事業の導入	子ども未来課
34	子育て支援団体に関する情報提供をしていきます。	○子育て支援団体の紹介・事業の周知	たつせがある課 子ども家庭課
35	男女がともに育児、介護などに携わることができるよう公共施設の改善をしていきます。	○今後施設を新設・改築する際に公共施設には多目的トイレを設置する。	全課共通

③職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
36	団体・企業などの要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施していきます。	○各団体・企業へ仕事と家庭の調和についての意識啓発の働きかけ	たつせがある課
37	育児・介護休業制度を整備し、男性の取得を働きかけていきます。	○育児・介護休業制度の周知 ○企業等への働きかけ ○窓口等での男性への取得の働きかけ	人事課 たつせがある課
38	DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、効率的、柔軟な働き方ができる環境を整備します。	○デジタル人材の育成 ○デジタルツールの活用 ○テレワークの推進	人事課 情報課

基本目標3 人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり（DV防止基本計画）

（1）生涯を通じた心身の健康づくり

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
39	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を提供していきます。	○健康推進課等との協働 ○情報提供の推進	子ども家庭課 健康推進課
40	あらゆる世代に対して、性に関する相談窓口の設置を検討していきます。	○電話相談や面接相談による対応	健康推進課

②妊娠・出産期のこころと身体の健康づくり

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
41	「パパママ教室」を実施し、これから父親、母親になる男女に、健康の保持や母性保護についての正しい知識を普及していきます。	○土日も含めた「パパママ教室」の開催 ○「パパママ教室」の周知による参加者の確保	健康推進課
42	妊産婦・乳幼児健康診査等を実施していきます。	○妊産婦健康診査・子宮がん検診・乳幼児健康診査の費用の助成 ○3～4か月児健康診査、10～11か月児相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳児健康診査、3歳8か月児健康診査、5歳児すこやか発達相談の実施	健康推進課
43	新生児・妊産婦・乳幼児家庭訪問を実施していきます。	○3～4か月児までの乳幼児とその保護者を対象とした全戸訪問の実施 ○必要に応じた妊産婦・乳幼児家庭訪問の実施	健康推進課
44	産前・産後のサポートをしていきます。	○産前・産後ヘルパーの派遣 ○産後ケア事業の実施	健康推進課

（2）様々な困難を抱える人への支援

①高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
45	関係機関と連携を図り、高齢者・障がいのある人へのサービスの円滑な提供を推進していきます。	○地域の人材やサービスを活用した地域包括ケア体制の整備	福祉課 長寿課 子ども家庭課
46	高齢者・障がいのある人及び介護者双方の負担軽減のためのサービス等の情報提供を図っていきます。	○広報紙・ホームページを利用した情報提供の推進	福祉課 長寿課 子ども家庭課

②ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
47	ひとり親等の家庭の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。	○母子・父子自立支援員による相談体制の充実 ○広報紙・ホームページを利用した、ひとり親等に対する支援の周知	子ども家庭課
48	医療費の自己負担分を助成し経済的な自立支援を推進していきます。	○広報紙・ホームページを利用した周知 ○子ども家庭課との連携による手続きの案内	保険医療課
49	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○広報紙・ホームページなどによる相談窓口の周知	子ども家庭課 地域共生推進課

③在住外国人に対する生活安定と自立支援

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
50	在住外国人に対する情報提供、相談機能を充実していきます。	○各種広報物や案内、防災マップや道路標示看板における、英語をはじめとする多言語の併記など、外国人への配慮 ○国際交流協会の活動を通じた情報提供の推進 ○在住外国人への就労支援や労務相談への対応	全課共通
51	関係課と連携して、在住外国人の健康支援、子育て支援のための相談窓口を充実していきます。	○電話や面接での個別対応	健康推進課

④困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の整備（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
52	相談体制の充実と、相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○女性悩みごと相談体制の充実 ○市内のNPO等の法人が身近な場所で子育て等の相談窓口となり、当事者目線の寄り添い型の支援を実施 ○広報誌、ホームページなどによる相談窓口、支援の周知	子ども家庭課

(3) 多様な性を尊重する社会の推進

多様な性に関する理解の促進と性的少数者の人が暮らしやすい環境づくり（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
53	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の支援内容を拡充していきます。	○関係各課と調整し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の宣誓者が利用できる支援内容の拡充	たつせがある課
54	チラシやリーフレットなどで人権意識の向上を働きかけます。	○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	たつせがある課

(4) DV等に対する啓発の推進

①DVの防止の推進（重点施策）

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
55	暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます。	○広報誌やホームページを利用し、暴力をなくす運動(11月12日～25日)に合わせた啓発の実施	子ども家庭課
56	性の商品化などの有害な環境から青少年を守る活動をしていきます。	○市ホームページで非行防止のための啓発を実施	生涯学習課
57	児童の面前でのDV行為は、児童に対する心理的虐待に当たることへの理解を図るための啓発活動をしていきます。	○広報誌、ホームページを利用し、児童虐待防止推進月間(11月)にあわせた広報	子ども家庭課
58	すぐに対応できる相談体制と児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○家庭児童相談室の体制の充実 ○家庭児童相談室における専門職の知識の向上 ○要保護児童対策地域協議会等と関係機関とのネットワーク強化	子ども家庭課

②互いの人権を尊重しあう意識の啓発

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
59	学生(児童・生徒)等、若年層を対象に、デートDV等の理解を促進するための啓発活動を行います。	○学生等を対象に、デートDVについての認識を高める教育・学習の充実	子ども家庭課 たつせがある課

(5) DV相談体制の整備

①相談窓口の周知

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
60	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子ども家庭課
61	外国人へ相談窓口を周知していきます。	○外国語のリーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子ども家庭課

②多様性に応じた総合的相談体制の充実（重点施策）

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
62	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。	○相談員のDV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子ども家庭課
63	DVの二次被害を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます。	○相談員のDV二次被害を防ぐための研修への参加促進 ○関係職員を対象にDV二次被害を防ぐための講座	子ども家庭課
64	DV被害者が抱える諸問題を解決するために、専門窓口との連携強化に取り組んでいきます。	○専門相談窓口との支援の連携	子ども家庭課 地域共生推進課 社会福祉協議会
65	顕在化しつつある男性のDV被害にも対応するため、男性でも相談しやすい体制づくりに努めていきます。	○子ども家庭課で実施している「女性相談」が男性でも相談できることの周知 ○県の男性DV相談窓口についてホームページ等での周知	子ども家庭課
66	障がい者虐待の防止のため、相談体制を整備していきます。	○虐待防止に係る普及啓発 ○障がい者虐待防止に係る相談支援・相談対応の実施	福祉課
67	DV被害者の安全確保のため、庁内及び関係機関の情報管理・伝達の適正化、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○住民基本台帳事務における支援措置対象者等のDV被害者に関する、関係機関での情報共有と適切な管理の推進 ○ネットワークのシステムの強化	市民課 子ども家庭課

(6) 被害者の自立への支援

①早期発見・早期支援体制の整備

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
68	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をしていきます。	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底	子ども家庭課 健康推進課 教育総務課

②保護体制の充実

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
69	県、児童相談所、警察など関係機関との連携による被害者保護体制を確立していきます。	○関係機関の連携強化とネットワークシステムづくり	子ども家庭課

③生活再建に向けた支援の実施

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
70	DV被害などに起因するひとり親家庭の就労をはじめ、自立に向けた支援をしていきます。	○一時的に生活援助が必要な場合のヘルパー派遣 ○広報紙・ホームページでの周知 ○専門相談窓口との連携	子ども家庭課